

「過疎地域における一般乗合旅客自動車運送事業（区域運行）の輸送力補完のための自家用自動車の有償運送の許可について」の一部改正について

1. 背景

過疎地域において、予め定められた地域を運行する乗合タクシーを展開するに当たって、地域公共交通会議等の協議が調った場合には、事業用自動車による輸送力を補完するために必要な範囲に限り、許可を受けた自家用自動車を有償で運送することができることとしている。

今般、過疎地域以外の地域であっても、地方部では、地域住民や来訪者の移動の足を確保し、「交通空白」を解消することが必要であることに鑑み、自家用自動車の有償運送を活用できる対象地域等を見直すこととする。

2. 概要

①対象地域の見直し

過疎地域を域内に有する市町村など、一定の要件を満たす地域においても、本制度の活用を可能とする。

②車両数の上限の見直し

自家用自動車の有償運送の用に供することができる車両数は、運送事業者の営業所における乗合バス及び乗合タクシーの車両数を上限とする。

3. 今後のスケジュール（予定）

公布：令和6年12月下旬

施行：公布の日